

千葉県自立支援協議会・第四次千葉県障害者計画推進作業部会（第1回本部会）議事録

1. 日時

平成23年5月18日（水曜日）18時～20時

2. 場所

千葉県庁 本庁舎5階 大会議室

3. 出席者

五十嵐委員、池澤委員、木村委員、倉田委員、小林(克)委員、小林(勉)委員、酒井委員、繁田委員、杉田委員、鈴木委員、田中(鈴)委員、早坂委員、宮本委員、吉野委員、寺田委員、田中(齋)委員、松井委員、内藤委員、宮代副会長、高梨会長

県：横山課長ほか

○事務局（森竹室長）

ただいまから「千葉県自立支援協議会・第四次障害者計画推進本部会」の第1回本部会を開催いたします。

会議に先立ちまして、本庁の障害福祉課の課長からごあいさつする予定でございましたけれども、ただいま議会開催中でございますので、後ほど参ったときにごあいさつさせていただきますと思います。

それでは早速でございますが、議題に入らせていただきたいと思っております。運営要綱の規定によりまして、本部会会長が座長を行うこととなっております。

それでは高梨会長、よろしくお願いいたします。

○高梨座長

皆さん、こんばんは。仕事を終えられてお疲れのところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

本来この会議は年度末の3月に開催される予定でございましたが、東日本大震災の影響で本日になってしまいました。そんなことで、大変残念ですが平成22年度は、この会としては1回しか開催できませんでしたので、久しぶりの顔合わせということになるかと思っております。

この間に事務局の方も、委員の方も何人かの方が替わられております。そういうことで、議事に先立ちまして、新任の委員の方々を御紹介したいと思います。

最初に小林克彦委員です。

○小林委員

はい、よろしくお願いいたします。

○高梨座長

よろしく願いいたします。次に田中鈴子委員です。

○田中委員

千葉県重症身障害児(者)を守る会からまいりました。よろしく願いいたします。

○高梨座長

よろしく願いいたします。実は、もうお一方、千葉県社会福祉協議会の川上浩嗣委員が新任で加入されておりますけれども、実は本日は欠席でございますので、また改めて別の機会にごあいさつをいただこうと思います。

本来でしたら他の委員の方々も、全員御紹介しなければならないところですが、時間の関係で省略させていただきますので、名簿の方で御確認いただけたらと思います。新任の皆様には、どうぞ、よろしく願いいたします。

続きまして事務局から本日の会議に関わる報告等をお願いいたします。

○事務局（武田副主幹）

欠席委員の報告と本日の議題の進め方について説明。

○高梨座長

それでは早速ですが、「平成23年度千葉県自立支援協議会並びに第四次千葉県障害者計画推進作業部会」の第1回の本部会の議事に入らせていただきます。よろしく願いいたします。まず、議題1と議題2を一括して取り扱いたいと思います。内容について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（武田副主幹）

資料1～3により、議題1及び2について説明

○高梨座長

はい、ありがとうございます。時間の都合もございまして、一括して御説明いただきましたので、説明する方も聞いている委員の皆さんもハードだったかと思います。

各専門部会で検討されてきました施策を中心に、平成22年度までの障害者計画の進捗状況、あわせて平成23年度予算措置を含めた重点事業について御説明いただきました。本日は各専門部会において、中心的に議論をリードされてこられましたお二方がオブザーバーとして参加されておられます。何か補足の説明がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松井委員

時間がない中、すみません。一点だけ。療育支援専門部会の中で進められました「医療的ケアが必要な子供の在宅支援にかかる実態及びニーズ調査」のところですが、残念ながら書かれている内容が、調査の結果を反映したものになっていません。そのところを事務局の方で修正していただきたいと思います。

資料1の5ページ、今後の事業展開については、千葉県のご努力もあって「エ. 調査結果を踏まえた事業展開の検討」のとおりになりましたが、それに至るための「ウ. 調査結果から見える課題等（主なもの）」のところですが、これは恐らく自由意見の中からピックアップされたものを、ここに載せられただけだろうと思います。

実際の調査結果により出てき課題はこのようなものではありません。例えば具体的に言うと、一番上のところにあります「短期入所や児童デイサービスなどの福祉事業サービスでは医療タイプケアを理由に入利用を断られることが多い」という回答ですが、実は多くはなかったんです。むしろこういうのは少なくって、「短期入所や児童デイサービスがない」という回答が多かったんです。ないから困ったという話です。

それから、それ以外の下のところについても、やはりそんなに多い答えではなくて、先ほど言いましたけども、自由意見から出てきた回答であって、むしろ少数意見と言った方がいいかもしれません。

結論から言うと、この調査はとても重要な位置づけがあります。ここに書いてあるだけではなくて、232名という多数の回答の結果、障害の程度にかかわらず、障害のあるお子さんを持った親のニーズっていうのは本当に共通したものがあって、それについては優位さがないというのが出てきたのが一点です。

もう一つは、その一方で地域間格差が余りにも大きいということです。それも優位さが出てきたってところです。「ウ. 調査結果から見える課題」の一番大きなところは、こういう回答じゃなくて、やはり短期入所、児童デイサービスをきっと期待されている方は非常に多い、ということです。

それともう一つは、相談に対するニーズも、非常に多いと思います。したがってこの二つは積み残しになっているんです。

「エ. 調査結果を踏まえた事業展開の検討」で回答が出ていますけれども、それだけでは足らずに、本当に医療的ケアの必要な子供を持っているお母さんたちのニーズは、非常に多いという結果が出てきた。

それを今後とも整理していかなければいけないというのが結果だったと思います。

○高梨座長

はい、ありがとうございます。課題というのは読み取り方によってニュアンスが全く違ってしまいますので、事務局の方で外に出される場合には、この辺の修正を御検討いただきたいと思います。

○事務局（神部室長）

失礼いたしました。その点につきましては再度検討いたしまして、公表するにあたっては修正させていただきたいと思います。

○寺田委員

資料1の2ページにあります「相談支援体制の千葉県モデル」についてです。

相談支援専門部会で、検討を進めてまいりました。基本的に、基幹型総合相談支援センター、第一次的な相談窓口ということで、このようなモデルをつくりました。

この現在の自立支援法は、基本的に相談体制がきわめて脆弱である、実施の要であるにもかかわらず、脆弱であるというのが出発点でございます。

今後の課題は、それぞれの地域における地域性に応じて、このようなモデルを県内にどれだけ実現させていくことができるのかどうか、ということが一つでございます。

その課題を克服していく上での重量な要素が、実は財政的な問題でございます。この点について、報告書では今後、国等への要望をしていくということにしてありますけれども、県内でいかに市町村に対してこのようなモデル体制を実現していく上での財政的支援ができるかどうか、ここにかなりかかっていると思います。

先ほどの説明でもありますように、県の様々な事業は、相談体制、相談支援センターという様々な形でできております。

しかし、それぞれが、個別、ばらばらな体制です。これは私見でございますけれども、本当はそれらを整理して、初めて総合相談支援センターというものが実現していくのだと思っております。

どうぞ、それぞれの委員の皆さんに、市町村の中でこの体制を実現少しでもできるよう、御協力をお願いできればと思います。

○田中（齋）委員

恐れ入ります。療育支援の方で、この相談支援事業にかかわっています。子供の相談支援事業というのは、きわめて重要だという位置づけをしており、相談内容の特殊性から見たときに、お子さんへの療育的なアプローチ支援と、それから家族に対する支援という総合的な支援をしていかなければ、なかなか課題解決につながらないというような議論をさせていただきました。

その中で療育等支援コーディネーターが必要だというような提言も、療育部会の中でさせていただいて、モデル事業にもつながっているということがあります。

ぜひ、相談支援専門部会の方で御検討された中に、「県の専門機関」の中に入るのかもしれませんが、重要なものとして例示していただければありがたいなと思いますので、御検討をお願いいたします。

○高梨座長

ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。それでは特になければ、議題1と2の報告、説明につきまして委員の皆様から御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思います。

○木村委員

質問を一点させていただきます。資料の1の20ページにある「第四次障害者計画の推進体制」、この部分について御質問させていただきます。

まず、私も“精神”の問題をいつも考えているわけですが、千葉県自立支援協議会の体制を見ると、自立支援法に退院促進についてしっかり書いてあるにもかかわらず、“精神”の問題がどこに入っているか見えない。

まず、この表の中に「精神障害者の地域移行支援に関する意見交換会」がない。もし入

れるとすれば、どういうふうに入るんだろうか。

意見交換会のときも「部会と意見交換会はどこが違うんですか」とお聞きしましたら、「同じです。名称が違うだけで全部同じです」と。同じならば、この中にどういうふうに落とし込めるのか、しっかりと位置づけをお願いしたいと思っております。

○事務局（森竹室長）

今の件でございますけれども、確かにこの図の中に入らないということは事実でございますので、位置づけについて整理させていただきます。

○五十嵐委員

資料1の6ページですが、僕は東葛地域にいるものですから、重症心身障害児施設の整備が必要ということで、ずっと気になっていました。

実際に事業計画などをこの場を出していただいて、進んでいることがわかり、それは感謝しています。

この事業計画は病院から出された事業計画でしょうか。見ていて少し気になったのが、ただ詰めていないというだけだと思うのですが、例えば診療科目について言えば、重症心身の受け入れには小児神経などが無いわけではないと思うんです。

あと、事業内容のところでも今、県の第四次障害者計画の方の方針としては、訪問看護を充実させていくことなどが重点事業として予算化されていますが、そのようなことをこの事業計画の段階からちゃんと、県の方針を伝えてですね、その方針に進んでいくように指導していただければな、と思います。

そうでないと、施設ができあがってしまってから、「地域に開かれた医療を展開してほしい」と言っても、合理的ではないことになって、労力も大変になると思います。

これからもっと詰めて行くことになるとは思いますが、適切な診療科目ですとか、適切な事業内容ができていくようにしてください。

第四次障害者計画の中では、地域での医療や、どんな障害を持っていてもグループホームやケアホームで対等に暮らしていけるようにということになっていて、これまでさまざまな施策をしてきているわけですから、そのような方向で進んで行くように指導していただけたらなと思います。

それからそのためには、地域に暮らしている精神の障害のある人や、東葛でその方たちを支えている親御さんたちや、それから数は少ないですが、中心施設がない状況の中で今もそういう人たちのケアしている事業所もすでにありますから、そういったところからの意見も大事にしながら、新しくできる障害児施設がちゃんと連携していけるように、しっかりと指導・支援していただけたらなと思います。

○高梨座長

ありがとうございます。ご意見ということでよろしいですか、はい。ほかにはいかがでしょうか。

○倉田委員

グループホーム、ケアホームの単身型については、現在できないと書いてありますけれど、なんでできないのか。また、これからどうしていくのかということ、再度御質問させていただきたいと思います。

○事務局（神部室長）

この意味は、要はケアホーム、グループホーム等の障害福祉サービスについては、民間、社会福祉法人、株式会社、NPO法人、そういった民間の方々が自主的にといますか、主体となって実施をするという性格上、例えば、県の方から「こういったケアホームをつくってください」ということを、ある特定の法人だとか、団体だとか、そういったところに義務づけたり、お願いするということは、なかなか難しいという意味で書かせていただきました。

○倉田委員

これについては、現段階の回答ということで受けとめます。しかし、再度、早い実現化に向けて要望を致します。よろしくおねがいします。以上です。

○高梨座長

それでは特になければ、議題1と2についての質疑を終了いたします。

続きまして、議題3と議題4がございますが、この議題3と議題4につきましては、特に皆さん方の御承認をいただかなければならない内容が書かれておりますので、1件ずつ別々に協議をしたいと思います。

まず、議題3の「高齢期の障害者の実態調査について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（武田副主幹）

資料4により、議題3について説明。

○高梨座長

はい、ありがとうございます。この課題につきましては、第四次障害者計画の検討する段階で、障害者自立支援法はもちろんですが、障害者制度改革推進会議の中でも「障害者が高齢になったときに、どういう対応、スタッフが必要なのか」、または「一般の方が高齢になった場合と障害者が高齢になった場合、どこがどのように違うのか、違わないのか」と、こうしたことが検証されておられません。

そうした中で、せめて千葉県からこうした課題を提起するという意味も含めまして、まず実態がどうなっているのか、どんなニーズや課題があるのかということ、ここで基礎資料を得ることによって、できれば障害者計画の次の3年間の中に反映させていっていただきたいということで作業チームが立ち上がったということでございます。

宮代副会長に、この作業チームの座長を務めていただいておりますので、宮代委員の方から何か補足がございましたらお願いします。

○宮代委員

今、御紹介ありましたように、私が座長を務めさせていただきまして、この推進作業部会の中からも6名の委員の方に御参加いただきまして、ありがとうございました。やっと形を見たわけなのですが、第四次障害者計画を作成するとき、第5章のこの高齢期の問題というのが、議論に深みがなかったんですね。

というのは、今、高梨さんおっしゃったみたいに、実態がどうなっているのかというデータがないんですね。私は知的な障害の方々とかかわっておりますので、おおよその見当はつくのだけど、じゃあ、「身体の方はどうなんだろうか、精神の方はどうなんだろうか」ということがわかりません。

そういう中で、きちんとした施策を打つためには、余りにもデータがなさすぎるということで、やってみよう、ということになりました。恐らく都道府県レベルでこれをやるのは、初めてのことでないかと思えます。そういう意味では、かなりレベル的にも注目される調査になるのではないかなと思っております。

委員の皆様方、本当に熱心に苦慮いただきました。この調査票を受け取ったときに、いきなり「40歳以上で高齢だなんてことを言っちゃうとまずい」と意見もあり、ご覧のとおり、「障害のある人の意向調査」というソフトな表現にしました。少しでも回収率を高め、そして、リアルなお声を聞くために、いろいろ配慮させていただいて進めております。

7月に配布、それから回収等が始まりまして、11月にはある程度の結果がまとまるということで非常に楽しみにしておりますし、またその結果を見て、皆さん方にいろいろ御意見をいただいて、施策に結びつくことができるものならば、なるべく早急にそれを結びつけたいし、もっと深く検討が必要なものにつきましては、課題として追求していければと思っております。

○高梨座長

はい、ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、調査の対象、調査方法、あるいは調査内容、スケジュールも含めまして、委員の皆様方の御意見・御質問の方ございましたら、お願いします。

○田中（鈴）委員

重症心身障害というのは、障害ではありませんので、調査票の1から7まで書かれている障害のどこに含まれるのでしょうか。4番の肢体不自由がとても重くて、6番の知的障害がとても重い方、ということになります。

施設で暮らしている人の中には、40歳以上という方はかなりおります。その方たちに対する調査もぜひやっていただかないと漏れてしまうと思います。在宅で40歳以上になっている重症心身障害者よりも、施設にいる人の方が数的にはかなり多いです。在宅の場合は、役所の身体あたりから調査がいくかもしれませんが、施設の中にいる重症心身者の場合は、今の方法では調査がいかないかなと思っておりますので、お願いします。

○事務局（森竹室長）

資料4の中の2枚目に、実際にどのような形で各団体に対して調査をするかということを一応、案ということで記載させていただいております。この案につきましては、これ以外はいらない、ということではなくて、例えば知的障害のところの3番のところを見ていただきますと、可能な範囲でこういうルートでも行なうということも記載してございます。今御指摘のありました重身につきましては、やり方について工夫させていただきたいと思っております。

○松井委員

先ほどの重心につきましては、例えば療育手帳と身体障害者手帳の判定のところを掛け合わせていることによって、データを取り出すことは可能で、一定の見方はできるかなと思っております。

同じ観点ですけれども、せっかく法律が変わりましたので、発達障害を必ず入れていただきたい。それから先ほどの施策の中でも高次脳機能障害がありましたので入れていただければなと思っております。

この調査票の2ページの間5で手帳の判定を聞くんですけど、持っていないというのが当然出てくると思うので、問6で、そういう方にも障害の内容を聞いてもいいんじゃないかと思っております。障害の内容を聞くことによって、発達障害が出てきたり、高次脳機能障害というのが見つかって出てくると思っております。

あともう1点。これは感想ですけれども、せっかく高齢化に伴う課題を見つけようとするならば、リファレンスと比較する必要がある。つまり壮年期のデータが必要だったと思っております。40歳というのでとてもお困りになられたのならば、成人の方は全員取られてはいかがでしょうか。そうすれば年齢も20代、30代、40代となり、比較すれば明らかにデータが出てくるので、高齢化の傾向というのは出てくると思っております。

対象とされる領域とサンプル数について、視覚障害100、聴覚障害100、となっていて、何で肢体不自由は700なのか、統計処理していくレベルの基礎分についてのベースがちゃんとしていないと分析ができなくなってくるだろうと思っております。

ですからやっぱり、一定の身体障害者手帳の所持数の広さの診断累計にあわせて、千葉県の中でもって何パーセント調査対象とするとか、ある程度のフレームをきちっとしておかないと、分析するときのベースの比較ができなくなってくる可能性があるのかな、と思っておりますので、御検討いただければなと思っております。

○高梨座長

これについては一応、障害者手帳の所持者数の比率から出してもらえるわけですね。ですから、持たない方、あるいは障害として法律上、認定されていない方たちが実際にありますので、これどう考えるのかという問題が出てくるのかなと思っております。検討をしていただきたいと思っております。

○池澤委員

事業者に対するアンケートですが、訪問系の事業者は対象になっているのでしょうか。それと、その事業者に対するアンケートはすべての事業者さんなののでしょうか、それとも

サンプリングなんでしょうか。その2点をお願いいたします。

○事務局（森竹室長）

訪問系につきましても、対象としていきたいと考えております。
事業者については、すべてではなくサンプリングになります。

○池澤委員

方法は考えていらっしゃいますか？

○事務局（森竹室長）

事業さんに対するアンケートについては、これからまた考えながら実施していきたいと思えます。

○池澤委員

障害の種別によって、多少偏りっていうのがあるのかな、と思えますので、その辺よくお願いいたします。

○高梨座長

ありがとうございます。当初は県民全員対応という意向も、考えもあつたようですが、技術的に膨大な数になってしまいますことと、障害者計画の見直しの中に何とか含めたいということがございますので、かなり絞り込んだ方向が出てきているのかと思えます。ただ委員の方々から御指摘のとおり、非常に貴重な資料ということで期待が大きいだけに、中途半端に実施することよりは、きちんとした方がよろしいということも言えるかと思えます。他に意見はございますか。

○木村委員

精神の方の調査の方でお聞きします。協力団体に「千葉県精神障害者自立支援事業会」が入っているので、寺田委員に質問させていただきます。アウトレンジとって、今、地域でどうやって支援の手を伸ばしているかということが問題になってはいますけれども、グループホームやケアホームの調査ができたとしても、家にいる、家族が見ている知的障害者、ここへどうやってアプローチをするか。何か方策がございませぬか。これはとても難しいのではないかと、思っています、具体案などありましたら、お願いいたします。

○寺田委員

まさに在宅で、そして実際の、なかなかサービスにまで結びついていないという人の全容を把握するっていうのは極めて重要だと思えます。これは一つには各圏域にございませぬ地活Ⅰ型、いわゆる地域生活支援センターに頑張ってもらいたいということ。そして、それぞれの地域生活支援センターが、各地域の家族会とも最近は連携がかなり進んできておりますので、その家族会にもぜひ御協力をいただいて、できるだけ把握したいと、そのように考えております。

○高梨座長

ただいま皆様方から大変貴重な御意見をいただきました。これを事務局、あるいは作業チームの方でもう少し詰めていただいて、その結果については7月の会議か何かで報告をいただくことは可能ですか？

○事務局（森竹室長）

差し支えがなければ、基本的な方向について御了解をいただければ、事務局あるいは検討会の方に御一任をいただければ、事務局としては大変ありがたいと思います。

○高梨座長

皆様方の貴重な御意見ですので、ぜひ、できる限り検討していただくことをお願いした上で、今年度計画に沿った形で調査を実施することについて御了解いただけますでしょうか。それでは、よろしくお願ひいたします。

あとひとつ、私の方からも確認させていただきたいのですが、たしかこの高齢期の調査については、県の健康福祉部の中では高齢者福祉課の方が中心になって調査などをするという計画があったように聞いているのですが、もう完全に障害福祉課の方で中心になって進められることになったのですか。

○事務局（森竹室長）

事務局でございますけれども、この調査につきましては、障害福祉課の方で行うこととなります。

○高梨座長

はい、わかりました。それでは、ぜひ実りあるものができますようによろしくお願ひいたします。それでは議題3につきましては、調査について今年度原案に沿った形で調査をすることについて、御承認いただきましたので、終了とさせていただきます。

続きまして、議題4、第四次障害者計画の見直しの方針について、事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局（武田副主幹）

資料5により議題4について説明。

○高梨座長

ただいま事務局から、第四次障害者計画の見直し方針及びスケジュールについて説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様からの御意見・御質問がございましたらお願ひいたします。

○五十嵐委員

パブリックコメントを11月に実施するということですが、第四次の障害者計画をつく

るときには、タウンミーティングなどを大分やって策定したと思うのですが、そういう大変なことは多分できないと思うのですが、しかしこれは全般にわたっての見直しになりますので、例えばインターネットの、ホームページ上で全部ファイルを置いて、コメントをいただくというような形だけでは無理な感じがしますので、タウンミーティングやダイレクトに話ができるところに職員や委員を派遣して、説明したり、コメントを聞いたりというような機会を持つような、対面で意見をもらえるようなコメントの求め方をなさるよう工夫していただければ、と思います。

○高梨座長

はい。今のは、御要望ということで伺っておきます。それでは、事務局の方で御検討いただきたいと思います。

○木村委員

今の五十嵐さんの意見と同感なのですが、資料の5一番下に「入院している精神障害のある方の地域生活への移行推進」という課題がございますが、これに関して意見をいただく部会等がありまして、意見交換会がございます。この意見交換会の14人のうち、ほぼ10人までが自立支援協議会の委員で、あとは病院関係者等となっています。今の五十嵐さんのお話ではありませんが、家族会とか、いろいろな思いを持っている方々が意見を言う場がない。「意見交換会の位置づけはどうなっているのか」と、私は何度もお聞きしています。そういうところからしっかりと意見をくみ取れるような、そういうシステムをつくらないと、同じようなことになってしまうのではないかなと。もっと違う吸い取り方、を考えないと、精神の問題も解決できないのではないかなと。あるいは解決できるような方策を新しく考え直そうじゃないかと。そういう一つの方策は、例えばタウンミーティングだったかもしれませんが、今回はもっときめ細かい、精神の退院促進の問題、それをどうしようか、どうやって意見をくみ取ったらいいのかと。よろしく願いいたします。

○高梨座長

はい、ありがとうございます。いかに実の上がるものをつくりあげていくか、ということが大事な視点だと思います。

○倉田委員

提案した平成23年度重点事業の資料の補足なのですが、事業所と利用者との、人としての対等な関係づくりは大切だと思うので、県として作業部会をつくっていただければ、と思います。

行政だけで出来ないものは、利用者と事業所が、人としての対等な、より良い関係づくりを共同、協働で進め、障害者自立支援法以外でも何かいい考えやアイデアができるのではないかなと思うので、この私の提案にそった作業部会をつくっていただければ、という思いです。

○高梨座長

はい、御意見として承っておきます。民間レベルで、それぞれ有志がさまざまな検討会ですとか研究会をつくって活動されておりますので、そうしたのもぜひ御活用いただいて、意見をそうした団体・研究会から挙げていただくというのも一つの方法だろうと思われれます。

○内藤委員

一昨年あたりから、矯正施設を退所した障害者の地域生活定着支援の施策で出てきて、千葉県でも昨年10月から生活サポート千葉が、定着地域生活、定着支援センター事業を受けているかと思うのですね。ですからそのあたりにつきまして、時点修正でどこかに位置づけて、明確に意見の施策、障害者計画の中にしっかりと位置づけるということは必要なのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（森竹室長）

検討させていただきたいと思います。

○高梨座長

はい、これからの具体的な検討がそれぞれ専門部会を通じて行われますので、その中で検討していただけたらと考えます。他にはいかがでしょうか。特にないようでしたら、第四次障害者計画の見直しについて原案のとおり行うこととさせていただいてよろしいでしょうか。それでは異議なしということで、議題4についての御承認をいただきましたので、質疑は終了いたします。

それでは以上でございますが、議題5、その他ということで、事務局から何かございましたらお願いしたいと思います。

○事務局（武田副主幹）

第2回目の日程調整について連絡。

○高梨座長

事務局に確認したいのですが、以前は確か次の年の重点事業を障害福祉課で決定する前に、この部会等で意見を聞いていただく場があったように思うのですが、そういう機会というのは可能でしょうか。

○事務局（武田副主幹）

お示したスケジュールについては、第四次障害者計画の見直しに絞って書いています。来年度の重点事業につきましては、8月上旬の第2回の部会で議論させていただきたいと思います。議論の方策、あるいはその意見の収集の仕方等につきましては、検討させていただきまして、御提示させていただきたいと思います。

○高梨座長

よろしく願いいたします。委員の方から最後に、これだけは言い残したいというようなことがございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○田中（齋）委員

一応、国の方で障害者基本法の改正の法案が通る可能性が高いと思われますので、県の計画とのミスマッチはどうなるのかということで、事務局に御検討いただいて、お示しをいただければ、と思います。

○高梨座長

はい、ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。はい、それでは定刻、若干時間を残しておりますが、議事の進行に御協力いただきましてありがとうございます。また大変貴重な御意見をいただきました。ぜひ事務局の方で検討をいただきたいと思えます。以上をもちまして、本日の第1回の本部会を終了させていただきます。皆様お疲れ様でございました。気をつけてお帰りください。ありがとうございました。